

令和3年 第3回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和3年 3月29日(月) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 7名  
農地利用最適化推進委員 6名  
農業委員  
1番 山口 裕三      2番 松井 正一郎      3番 松崎 久範  
5番 上野 光正      7番 幸妻 正浩      会長 坂本 弘志  
農地利用最適化推進委員  
1番 橋口 卓史      2番 坂本 実      3番 橋口 昌央  
5番 永友 定己      7番 坂本 幸      8番 宮越 美秋
4. 欠席委員 農地利用最適化推進委員 1名  
6番 小嶋 秀樹
5. 議事日程  
第1 議事録署名委員及び会議書記の指名  
第2 会期の決定(別記のとおり)  
第3 諸報告  
第4 議案第14号 農地移動適正化あっせん事業について  
第5 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について  
第6 議案第16号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認  
について  
第7 議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認  
について  
第8 議案第18号 非農地証明交付申請の承認について  
第9 議案第19号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計  
画の決定について  
第10 議案第20号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について  
第11 議案第21号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点  
検・評価(案)及び、令和3年度の目標及びその達  
成に向けた活動計画(案)について
6. 事務局職員 事務局長 飯干 雄司      事務局長補佐 小澤 宏之  
係 長 兵藤 衣重      主 査 佐野 由美

(開会14時00分)

[事務局]

では、皆さんこんにちは。

【あいさつの声】

ただいまから、令和3年第3回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。  
それでは、会の進行を坂本会長、よろしく願いいたします。

[議長]

それでは始めます。

本日は、農業委員は、7名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、6名が出席です。

なお、欠席の小嶋秀樹推進委員からは、欠席届が提出されております。

本日は、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。

議案討論の際に申しあげますので、よろしく願いします。

これより議事に入ります。日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、1番山口裕三委員、3番松崎久範委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり本日3月29日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局です。2ページを御覧ください。

まず、3月の業務報告についてでございます。

3日には、大字〇〇の東側の地区の非農地判断現地調査に坂元洋子委員と永友定己推進委員が出席しております。

4日から22日にかけて、高鍋町議会定例会が開催され、農業委員会関係では、日高正則議員から、「5年後10年後を見据えた農業経営について」の一般質問がございました。

16日には、宮崎県女性農業委員連絡協議会第2回研修会が木城町で開催され、坂元洋子委員が出席しております。

3月の総会関係でございますが、23日に現地調査を行い、本日29日が総会となっております。

続きまして、4月の業務計画でございます。

4月の総会関係でございますが、21日に現地調査、27日に総会を行うこととしておりますので、よろしく申し上げます。

業務報告及び業務計画については以上でございます。

3ページを御覧ください。

県進達経過報告を申し上げます。

4条1件、5条1件、3月11日付で許可となっております。

[議長]

ただいまの報告並びに2ページから3ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第14号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領の9のアの規定による申出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1 番 令和3年3月5日 売渡しの申出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*番 田 1, 091㎡ ほか2筆

以上、この申出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1 番 売渡し 申出 担当委員 5 番 永友 定己 推進委員

順番委員 1 番 橋口 卓史 推進委員

よろしく申し上げます。

日程番号5、議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」  
を議題とします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

9ページをお開きください。

議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1 番 有償移転

農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*番

畑 2, 124㎡

譲渡人 ○○○○

譲受人 ○○○○

この件につきまして、山口委員お願いいたします。

[議長]

1 番。

[1 番]

1 番。山口。場所は〇〇の坂を上って行って右側に入った山手の方です。

この前、反対からみんなで行ったところなんですけど、今回〇〇〇〇さんが買うということで、行ったらほうれん草を植えてるところでした。

それで、これ値段全部で〇〇〇〇円です。

余談にはなるんですけども、ちょっと狭いんじゃないかということで、一ツ瀬に問い合わせをして図ってもらったんですけど、逆に隣の荒れてるところが〇〇〇〇さんという人の土地なんですけど、そちらの方に逆に広いというふうに一ツ瀬は言われておりました。正確にはもう測量士に言わないと分からないけども、一ツ瀬の回答は逆に〇〇〇〇さんとこが〇〇〇〇さんの土地の方に入り込んでますよということでした。以上です。

[議長]

はい。推進委員から補足することがありましたらお願いします。

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。新規就農をされて〇〇〇〇さん、4 年になるらしいんですけど、若い人が農業をするっていうことは応援してやったらいいなと思います。

[議長]

はい。事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。11 ページをお開きください。農地法 3 条調査書を付けております。

農地法 3 条第 2 項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。

譲受人は、主に〇〇地区において、ほうれん草を栽培しております。今回の

申請は農業経営規模の拡大であり、申請地においてほうれん草を栽培する予定であり、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり許可することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可とすることに決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。2番 有償移転

農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番

畑 772㎡

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

この件につきまして、上野委員お願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。説明をさせていただきます。場所は資料の12ページを見てください。上の〇〇が〇〇の〇〇になります。下の集落が〇〇の〇〇ですね。

今年1月の農業委員会でも申請した農地と隣接をしております。この黄色いところが申請地になります。

譲受人の〇〇〇〇さんは〇〇、〇〇、〇〇と近年農地を次々と購入をされております。前回購入をされました申請地周りの隣接地辺りについては、ブルト

一ザ一で畦畔除去されて整備をされておりました。

今回の購入金額は〇〇〇〇円ということで、一反当り10a当りに直しますと〇〇〇〇円ということです。以上で説明を終わります。

[議長]

推進委員から補足することがありましたらお願いします。  
推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。ありません。

[議長]

はい。事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。13ページをお開きください。農地法3条調査書を付けております。

農地法3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。

譲受人は、主に〇〇地区において加工米、飼料米を栽培しています。今回の申請は経営規模の拡大であり、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり許可することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

日程番号6、議案第16号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。14 ページをお開きください。

議案第16号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 畑 189㎡

申請人 〇〇〇〇

転用目的は農業用倉庫です。

担当の坂元委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

6 番。

[6 番]

はい。6 番説明します。申請者〇〇〇〇さんの家の横に農業用倉庫2棟農地に建設しており、農地転用の追認申請です。

申請地は農地であるにも関わらず、転用せずに農業用倉庫として利用し、農地法の許可が必要であることを知らず指導され、今後も農業用倉庫として活用したく申請されました。

現地は10号線より〇〇に向かい、400m入ったところにあります。倉庫の中には農業用機械が収納してありました。以上で説明を終わります。

[議長]

はい。事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、過去の公共投資の実績もない、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときは、転用許可対象です。

[議長]



ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。  
それでは質問もないようですので、採決いたします。  
本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。  
起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番 畑 1, 030㎡

申請人 〇〇〇〇

転用目的は太陽光発電施設の設置です。

担当の上野委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。説明を申し上げます。場所は資料の19ページから見てください。このまま見ますと北の〇〇のところから〇〇橋に行く途中堤防の手前のところがあります。この辺りは最近太陽光ラッシュで既に何箇所も設置がしてあるところがあります。今回は〇〇の支援で申請者が設置される予定となっております。

設置費用は〇〇〇〇円ということで、全額金融業者から借り入れ予定であります。

期間は24年で、買い取り価格は1キロ〇〇〇〇円となっております。

本件転用は太陽パネルの設置でありまして、土地造成は砂利敷きのみで雨水等は現状通り自然浸透となっております。管理の〇〇水利組合の〇〇〇〇会長から問題ないということで、承認確認を得ているところがあります。以上で説明を終わります。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画用途区域、準工業地域に規定する用途地域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号7、議案第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

23ページをお開きください。

議案第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番 田 1, 483㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は太陽光発電施設の設置です。

担当の上野委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。説明をいたします。場所は26ページを見ていただきますと、ちょっと分かりにくいんですけども、〇〇から東側の〇〇地区になりまして、周囲は宅地に囲まれております。

現況は牧草が植えてありました。〇〇の〇〇〇〇が購入して太陽光発電を予定しております。

購入価格が〇〇〇〇円で、10a当り約〇〇〇〇円になります。

本転用は太陽光パネルの設置でありまして、土地の造成は整地及び転圧のみで雨水等は現状通り自然浸透となっております。以上で説明を終わります。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画用途区域、第一種住居地域に用途地域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番 畑 760㎡ ほか1筆

所有権移転です。

譲渡人 ○○○○

譲受人 ○○○○

転用目的は太陽光発電施設の設置です。

担当の上野委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。場所は資料の32ページを見ていただきますと、先ほど\*\*\*\*番が○○○○さん4条申請だったんですが、その上下\*\*\*\*と\*\*\*\*ということになっております。○○の同じく○○○○が土地購入をするという予定になっております。現況は休耕地です。

土地購入費が○○○○円ということで、10a当り約○○○○円となります。

これも太陽パネルの設置でありまして、土地造成が砂利敷きのみで雨水等は現状通り自然浸透になります。管轄の○○水利組合長の○○○○組合長から問題なしという回答を得ております。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。訂正させてください。○○○○さんが○○ではなくて、○○となっております。

[5番]

すみません。

[事務局]

いいえ。

申請地は、都市計画用途区域、準工業地域に用途地域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 田 542㎡ ほか1筆  
所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は太陽光発電施設の設置です。

担当の上野委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。説明をさせていただきます。資料の37ページを見ていただきますと、ちょっと左上に隠れてますけども、〇〇がありまして〇〇の東側に〇〇があります。〇〇の前からずっと東の堤防の方に入って行って〇〇の東下が申請地になります。ここは2筆ということです。現況は休耕地です。ここも〇〇〇〇が購入して太陽光発電を予定しております。

土地購入費が〇〇〇〇円ということで、10a 当り約〇〇〇〇円となっております。ここも転用が太陽光パネル設置ということで、土地造成は整地及び転圧のみで雨水等は現状通り自然浸透となっております。同じく管轄の〇〇水利組合の〇〇〇〇組合長から問題ないということで確認を得ております。以上説明を終わります。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画用途区域、第一種住居地域に用途地域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。24ページをお開きください。

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番 田 57㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は進入路です。

担当の坂元委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

6番。

[6番]

はい。6番。説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの所有権移転と追認申請です。

金額は〇〇〇〇円ということです。

この件は昭和50年当時建築する際に進入路として転用する必要があったのですが、当時されてないまま現在に至り、今回建築される〇〇〇〇さんが建築基準法に基づいて公道からの進入路の目的により申請されました。

現地は10号線より〇〇に向かい500m東へ入ったところにあります。

以上で説明を終わります。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、周辺農地の広がりがある10ha以上の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に設置されるものに該当するため、転用許可対象となります。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 畑 478㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は宅地分譲です。

担当の上野委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。説明いたします。資料の49ページを見てください。ちょっと分かりにくいんですが、ちょっと縦に見てもらおうと上の方に〇〇って書いてあるのが今の〇〇になります。〇〇から道路隔てて〇〇の〇〇がありましたが、そこからずっと南に下ったところになります。隣が〇〇とかいうのがありまして、その隣になります。

ここが現況が休耕地で周りが全部宅地であります。〇〇の〇〇が購入して宅地分譲をされる予定だそうです。

購入価格は〇〇〇〇円ということで、一坪当たり約〇〇〇〇円になっております。補助はブロック塀を設置して敷地内の雨水の流出を防ぐとともに、汚水それから雑排水というのは公共下水道に接続をされる予定となっております。以上説明を終わります。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画用途区域、第二種中高層住居専用地域に用途地域



が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

6番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 田 78㎡ ほか1筆  
所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は一般個人住宅です。

担当の上野委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。説明をさせていただきます。資料の53ページを見てください。横にこのまんま見ていただきますと、図面の中央に国道10号線が南北に走っております。国道沿いに〇〇があります。〇〇の町道挟んで東側になります。ちょうど申請地と書いてあります。資料の55ページを見ていただきますと、5筆購入予定があるということなのですが、そのうちの今回申請の2筆が農地ということで、5条申請をされております。現況は休耕地となっております。ここ

に一般個人住宅を建築される予定です。

総工事費が〇〇〇〇円でそのうち土地購入費が〇〇〇〇円ということで、一坪当たり約〇〇〇〇円になります。建築費が安い気がするんですがそれは置いといて、建築は必要に応じてコンクリートブロック塀を設置します。それから隣接地に邪魔にならないように注意をしているということでございます。

雨水、排水は既設側溝へ放流する予定となっております。生活排水は公共下水道へ放流予定です。以上で説明を終わります。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画用途区域、準工業地域に用途地域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

7番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。25ページをお開きください。

7番1 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番 田 333㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は露天駐車場です。

7番2 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番 田 762㎡ ほか2筆  
所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は露天駐車場です。

担当の上野委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。それでは説明をさせていただきます。資料の61ページから63ページを見てください。ちょうど場所はこの〇〇の駐車場の右手の下の方になります。4筆あります。

7番の1と7番の2は譲渡人が〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは夫婦で関連がありますので、合わせて説明をさせていただきます。

場所は資料の61ページを見ていただきますと、ちょうどこの下になるんですが、4枚あります。〇〇の駐車場を確保するということになっております。

4筆合計で1,883㎡となります。現況は水稻を刈り採りした跡がありました。

購入価格は土地購入費と造成費合わせて〇〇〇〇円となっております。購入費につきましては、ちょっと不明ですが、いずれにせよ職員用駐車場確保ということですので、よろしく申し上げます。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画用途区域、第一種住居地域に用途地域が定められ

た地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号8、議案第18号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。

1番と2番の案件については隣接地であり、周囲の土地を含めて一体的に山林化しておりますので、1番と2番の案件について、一括して事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。64ページをお開きください。

議案第18号「非農地証明交付申請の承認について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番 田 300m  
所有者 〇〇〇〇

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 田 449㎡  
所有者 〇〇〇〇

非農地の事由は、10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるためです。

担当の松井委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

2番。

[2番]

はい。2番。説明します。場所は65ページを見てもらいますと10号線を〇〇方面に南下しまして、しばらく行きますと、右手の方に〇〇という〇〇があります。申請地はその南側になります。申請者は最初の地番が〇〇〇〇さん\*\*\*\*番。隣次が〇〇〇〇さんで\*\*\*\*番\*。

この2枚は隣接しておりまして、現状樹木がうっそうと茂っておりまして、とても耕作地として再興できるのは困難であるかと判断いたしました。以上で説明終わります。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、それぞれの案件ごとに採決いたします。

1番の案件について、本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

続きまして、2番の案件について、本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

日程番号9、議案第19号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

まず、所有権移転です。

次の1番の案件につきましては、所有権を移転する者が山口裕三委員本人である案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、山口裕三委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

山口裕三委員は、退室をお願いします。

【山口裕三委員退室】

それでは、1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

田 181㎡

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番。説明いたします。〇〇〇〇様から〇〇〇〇様へ有償での所有権移転です。〇〇〇〇様は認定農業者であり、畑作及び〇〇などされています。

申請地は〇〇交差点を南に〇〇方面に向かうと〇〇川にかかる〇〇橋を渡りきったらすぐ堤防沿いに東に150mぐらいのところの田んぼです。

現状は畦塗りがして水が張って、植える準備がしてありました。

価格は181㎡で〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

山口裕三委員は、席へお戻りください。

【山口裕三委員入室】

続きまして、2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

田 344㎡ ほか1筆

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番。説明いたします。〇〇〇〇様から〇〇〇〇様へ有償での所有権の移転です。

申請地は前の1番で説明いたしました、〇〇〇〇様の田んぼに隣接する田んぼですので場所などの説明は省かせていただきます。

価格ですが、886㎡で〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番  
畑 1, 175㎡ ほか3筆

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当代理の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの所有権移転です。〇〇〇〇さんは認定農業者ではありませんけども、米と甘藷等を生産されております。

申請地は〇〇〇〇線を〇〇に向けて行くと、〇〇地区の〇〇のところを左折していただき、〇〇に向けて約300mほどをまた左折し、200m前後ぐらいで私道と見られる右折の道があります。それを5、60m行った左側になります。

\*\*\*\*番は荒れて、竹林状態になってありました。それと\*\*\*\*番地は12筆ほどが1枚で耕運されてありました。

\*\*\*\*番地と\*\*\*\*番地は13筆ほどが1枚でやっば耕運されておりました。

合わせると1,444㎡です。なお、\*\*\*\*番地の竹林を、これが1番大きいんですけども、1,175㎡の土地の竹林を元の畑に戻すということが条件で、無償だそうです。以上です。

[議長]

事務局及び担当代理推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。



本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に4番の案件につきましては、所有権の移転を受ける者が松崎久範委員本人である案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、松崎委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

松崎委員は、退室をお願いします。

**【松崎久範委員退室】**

それでは、4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*  
畑 2, 451㎡ ほか3筆

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番。説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの有償移転です。

〇〇〇〇さんは認定農業者で甘藷、ばれいしょ、人参等を栽培されています。

申請地は、〇〇線の〇〇から北へ50mほどの農地になります。西側に\*\*\*\*番\*、\*、\*の3筆が1枚の畑で、東側に\*\*\*\*番\*の畑になります。

現地を確認したところ、ロータリーできれいに整地をされていました。

価格は全部で〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。  
それでは、質問もないようですので、採決いたします。  
本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。  
挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました

松崎久範委員は、席へお戻りください。

【松崎久範委員入室】

次に利用権設定です。

次の1番の案件につきましては、利用権の設定を受ける者が橋口昌央推進委員本人である案件ですので、高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、橋口昌央推進委員は、この案件に関する議事に参与することができません。  
橋口昌央推進委員は、退室をお願いします。

【橋口昌央推進委員退室】

それでは、1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*  
田 2, 580㎡ ほか2筆  
利用権を設定する者 〇〇〇〇  
利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

はい。5 番。説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権の再設定です。〇〇〇〇さんは早期水稻。そして、ブローラーの経営をされております。

申請地は 3 か所ありまして、〇〇から東へ 200 m 行って、南へ 150 m 行ったところと、〇〇〇〇から西へ 100 m 行ったところ。また、〇〇から北西へ 70 m 行ったところの農地で、いずれも水田です。

現地を確認したところ、田植ができる状態でした。

期間は 5 年間で、金額は反当り 〇〇〇〇円とのことです。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

橋口昌央推進委員は、席へお戻りください。

**【橋口昌央推進委員入室】**

続きまして、2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

田 827 m<sup>2</sup> ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

はい。5 番。説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権の新規の設定です。〇〇〇〇さんは早期水稲及びキャベツ、白菜などを栽培されております。

申請地は〇〇の信号から〇〇の浜へ向かって行きますと、踏切があります。そこを左へ行きますと、〇〇があり、その東側の農地で水田です。

現地を確認したところ、やはり田植ができる状態でした。

期間は 5 年間で、金額は玄米で年間〇〇kg です。以上です。

[議長]

3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番

畑 1, 355 m<sup>2</sup>

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口昌央推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。3 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの利用権の更新の申請です。耕作者の〇〇〇〇さんは認定農家でキャベツや白菜、早期水稲栽培、早期水稲WC S等の作業受託など幅広く経営されています。

申請地は、〇〇\*\*\*\*番、1, 355㎡の畑で、場所は〇〇坂を上り、〇〇を100mほど通りすぎた交差点を東に200mほど進みますと、〇〇の跡の施設があります。その施設の右側、南側になりますけども、道を挟んで一段下がった畑になります。

現地には隣の畑と1枚に整地されており、耕されておりました。

賃貸期間は10年間、料金は年間10a当り約〇〇〇〇円だそうです。

以上です。

[議長]

次の4番から6番までの案件につきましては、農地中間管理事業を活用した利用権設定となっており、利用権の設定を受ける者につきましては、すべて公益社団法人宮崎県農業振興公社となっております。

事務局による議案説明の際に、利用権設定を受ける者についての説明は省略いたします。

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 4, 123㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番。説明します。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使っの公益社団法人宮崎県農業振興公社への利用権貸借の新規設定です。

申請地は〇〇線を行くと右側に〇〇があり、更に行くと県道〇〇線の道路を右側に曲がり、150m先の東側の農地になります。

耕作者は、認定農業者の〇〇〇〇さんです。

現地を確認したところ、貸借は5月1日ですが、所有者了承済みでじゃがいもが栽培されています。

期間は10年間で、賃借料は10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 3,340㎡ ほかに1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番。説明します。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使つての公益社団法人宮崎県農業振興公社への利用権貸借の新規設定です。

申請地は先ほど述べた〇〇〇〇さんの畑、北側隣の農地\*\*\*\*番地の\*と西側隣の農地\*\*\*\*番地\*になります。

耕作者は、認定農業者の〇〇〇〇さんです。

現地を確認したところ、先ほど述べた〇〇〇〇さんの畑と一緒にあって、1枚の畑でじゃがいもが栽培されています。

期間は10年間で、賃借料は10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

6番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

田 1, 362㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当代理の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番。説明いたします。農地中間管理事業を介した利用権の設定です。〇〇〇〇さんから農業振興公社を介して〇〇〇〇さんとの契約になります。〇〇〇〇さんは認定農業者で米、甘藷、あと長ネギ等を生産しております。申請地は高鍋の〇〇を〇〇に向け、約10mで左折し、〇〇に向かって約130mぐらい行ったところの左側になります。田んぼの1番最後の左ですね。農地は田植の準備のため、代かき等がされていました。契約期間は5年間で、10a当り〇〇〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員及び担当代理推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

2番から6番まで、5件の案件について、一括して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、一括して採決することといたします。

2番から6番まで、5件の案件について、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

日程番号10、議案第20号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断につ

いて」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。今月は坂元洋子委員と永友推進委員の担当地区7地区において、3月3日に現地調査を実施して、非農地と判断いただきました187筆71,648.69㎡を議案に上げております。

場所は、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇になります。

説明いたします。

議案は81ページの1番と2番。航空写真は97ページで、場所は〇〇の北西の辺りになります。

続きまして、議案は81ページの3番から12番。そして82ページの13番と、95ページ169番。航空写真は99ページで、場所は〇〇付近の線路沿いになります。

航空写真につきましては、この99ページから110ページまで、ずっと北に続いております。

101、104、108、109ページは拡大した写真が入っております。

続きまして、議案は82ページ14番から24番と、83ページ25番から28番と31番と32番。航空写真は100ページになります。

続きまして、議案は83ページ29番、30番と、33番から36番。議案は84ページ37番から48番と、85ページの49番。で、86ページの64番から66番。航空写真は103ページになります。

続きまして、議案は85ページ50番から60番と、86ページ61番から63番と、67番から72番。で、87ページ73番から83番。こちらが103ページですね。さっき説明したのがすみません103ページと申しましたが、102ページになります。訂正いたします。



続きまして、議案は87ページ84番と、88ページの85番から91番と、95番、96番。89ページの97番から105番。航空写真は105ページになります。

続きまして、議案は88ページ92番から94番と、89ページの106番から108番。90ページの109番から115番。航空写真は106ページになります。

続きまして、議案は90ページの116番から120番と、91ページの121番から128番と132番。92ページの133番から137番と、140番から144番。93ページが145番から151番、153番、155番、156番。94ページの163番。航空写真は107ページになります。  
あと108ページと109ページに拡大した写真をつけております。

続きまして、議案は93ページ152番と154番と、94ページ157番から162番と164番から166番。航空写真は110ページになります。

続きまして、議案は94ページの167番、168番。航空写真は111ページで、場所は〇〇と〇〇の南側の辺りになります。

続きまして、議案は95ページ169番から172番。航空写真は112ページで、先ほどの航空写真111ページの南側で、〇〇の坂を上がったところになります。

持田の4193番1の上のところは〇〇さんの鶏舎で、その付近に4筆あります。

続きまして、議案は95ページ173番と174番。航空写真は113ページになります。

左の道路が県道〇〇に上がる部分ですけども、その東側になります。

続きまして、議案は95ページの175番。航空写真は114ページで先ほどの航空写真の113ページの南東の辺りになります。

続きまして、議案は95ページ176番。航空写真は115ページになります。

ちょっと見えませんが、左上〇〇があったところの南側が176の\*\*\*番の\*になります。

右下に見えますのが、〇〇〇〇になります。

続きまして、議案は95ページの177番から180番。96ページの181番と182番。航空写真は116ページになります。

〇〇に向かう上り坂の左側になります。

続きまして、議案は96ページ183番。航空写真は117ページで国道10号線〇〇の東側になります。

続きまして、議案は96ページ184番。航空写真は118ページで右に見える道路が国道10号線で、場所は〇〇〇〇さんの鶏舎がありますが、その南側になります。

続きまして、議案は96ページ185番から187番。航空写真は119ページで、真ん中の辺りが〇〇で、右にある長く見えるのが線路になりますけど、その間に3筆あります。

早口で申しましたが、以上で説明を終わります。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

日程番号11、議案第21号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価(案)及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。農林水産省からの「農業委員会の適正な事務実施について」により、活動の点検、評価及び目標とその達成に向けた活動計画の策定を行うものでございます。

それでは令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価からご説明いたします。

主なもののみ、御説明いたします。資料は121ページからになります。

121ページにつきましては、令和2年3月15日現在の農業委員会の状況ということで、農業の概要と農業委員会の現在の体制の数値を記載しております。

続きまして、122ページをお開きください。

担い手への農地の利用集積、集約化について、2番の令和2年度の目標及び実績につきましては、左から3つ目の(うち、新規実績)になりますけど、10.4haが令和2年度の集積の実績になります。

続きまして、123ページを説明します。

新規参入についてでございますが、2番令和2年度の参入実績2番になりますけど、今年度は新規就農者の参入には至りませんでした。

続きまして、124ページをお開きください。

遊休農地の解消についてです。

9月に委員の皆さまの御協力のもと、町内全域を対象に農地利用状況調査を

実施いたしました。

農地相談員も年間を通じて、現地調査を行っております。

2番の令和2年度の解消実績②番に記載がありますが、今年度の解消面積は1.2haでございました。

続きまして、126ページをお開きください。

農地法等により、その権限に属された事務に関する点検ということで、今年度の総会で御審議いただきました農地法第3条、第4条、第5条に関する案件を記載いたしております。

続きまして、127ページの農地所有適格法人からの報告への対応、そして、4番の情報の提供等ということで記載いたしております。

続いて、129ページ差し替えをお願いしたいんですけど、129ページにつきまして、令和3年3月15日現在の農業委員会の状況ということで、農家、農地等の概要と農業委員会の現在の体制の数値を記載しております。

続きまして、130ページをお開きください。担い手への農地の集積、集約化ということで、2番なりますけど令和3年度の目標及び活動計画の（うち新規集積面積）になりますが、農地等の利用の最適化の推進に関する指針によって、3年間で30haと設定しているため、1年で10haとしております。

次に新規参入につきましては、130ページ、3-2になりますけど、昨年度と同じ2経営体としております。

続きまして、131ページ遊休農地に関する措置につきましては、3年間で9haを設定しておりますので、1年で3haとしております。

それぞれ令和2年度に策定をいたしました。「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」において設定をしております。

以上早口ですが説明を終わります。

[議長]

ただいま事務局の説明が終わりました。

これに対して御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これをもちまして、令和3年第3回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

御苦労様でした。

(閉会 15時13分)